

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己 様

原発事故損害賠償に関する

要 求 書

平成26年6月23日

福島県商工会連合会

会 長 轡田 倉治

要 求 書

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故から、3年3カ月を迎えたが、甚大な被害を受けた地域においては、未だ生活・生産活動が制約され、本格的な復興・再生には道半ばである。

警戒区域等の区域見直しも進んではきたが、依然として、多くの事業者が地元で事業再開できるのか、新たな地で再開せざるを得ないのか、転業せざるを得ないのか、見通しが全く立たない状況が続いている。

このような中、原子力損害賠償は、原発事故によって、事業の土台である商業圏、地域地盤が全て奪われてしまった事業者に対し、被害実態に見合った十分なものでなければならず、東京電力には、そのために最大限の努力を行う責務があるはずである。

しかし、東京電力が示している基準では、賠償範囲、賠償期間等被害実態に見合った十分な賠償とは言えない。

加えて、財物賠償については、事業者が早期の事業再建を図るためには極めて重要なものであり、基準等の見直し、改善等の要求を繰り返し行ってきたが改善されていない。

更に、原発事故に伴う、地域産業の復興・再生には依然として大きな課題があり、とりわけ風評被害を強く懸念する。

これだけ大規模で長期間にわたる被害を与え、生活基盤の全てを喪失させた事故の原因者としての責任と姿勢に強く遺憾の意を示すものである。

については、小規模事業者の復興・再生が加速できるよう、実態に即した損害賠償の完全実施を要求する。

I. 実態に即した損害賠償の完全実施

(1) 営業損害賠償の継続

営業損害の請求期間が平成 27 年 2 月までとなっているが、中間指針では「基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」と示している。

については、事業再開の目途が立たない事業者も多い中、長期的な視点に立った営業損害の賠償を継続するよう要求する。

(2) 再取得が可能な財物賠償の実施

財物賠償は、被災事業者の事業再建に極めて重要なものであるが、耐用年数経過後の資産については、取得価格の 20% を時価相当額とし賠償する基準となっている。物の価値は年数で判断されるものではなく、原発事故が起きなければ、継続して利益を生む価値のあったものである。

については、管理不能にさせられた資産の再取得価格を全額賠償するよう要求する。

(3) 業種によって差がある賠償基準の平等化

農林水産業と商工業の賠償基準は、算出基準や賠償期間において差があり平等とはいえない状況である。

については、業種によらず、平等な逸失利益の賠償基準とするよう要求する。

(4) 請求書および添付書類の簡素化

請求書の書式は、当初より簡素化されてはいるものの、依然として多岐にわたっており複雑である。また、添付書類についても、避難時に持ち出せなかったために提出できないものもある。

については、請求書および添付書類を簡素化し、請求者の負担を軽減するよう要求する。

(5) 無形財産いわゆる「のれん代」の賠償

現在、事業者への賠償は営業損害のみであるが、事業者が被った損害はこれだけではない。これまで築いてきた得意先や取引先との信用や環境など、いわゆる「のれん代」は対象になっていない。

については、無形財産の損害についても賠償対象とするよう要求する。

(6) 「特別の努力」の全期間適用

「特別の努力」により得た収益を賠償金から控除しない取扱いについて、全ての賠償期間に適用するよう要求する。

(7) 事業主の精神的損害に対する賠償

個人・法人事業主は、事業所や従業員やのれん等すべてを失って、個人とは別に事業主としても多大な精神的損害を被っている。更に、事業再開に向けての精神的苦痛も計り知れないものがある。

については、事業主の精神的損害についても賠償の対象とするよう要求する。